

災害時における応急対策の協力に関する協定書

匝瑳市

千葉県瓦工事業組合東総地区

災害時における応急対策の協力に関する協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）と千葉県瓦工事業組合東総地区（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が社会貢献活動の一環として、協力を行う際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために応急措置等を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、応急対策協力要請書（別記様式1）により、次の各号に掲げる業務（以下「協力要請」という。）を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができ、事後速やかに応急対策協力要請書を送付するものとする。

- （1） 災害時における被災市有建築物の瓦屋根部分の損壊箇所に対する応急措置及び障害物の除去等
- （2） 災害時における被災建築物の瓦屋根部分の損壊箇所に対する修繕相談の対応
- （3） その他甲が必要と認める措置

2 乙は、甲から応急措置及び障害物の除去等に関する協力要請を受けたときは、応急対策に必要な人員、資機材等を出動させ、甲の指示に従い、応急対策を実施するものとする。また、甲から修繕相談に関する協力要請を受けたときは、速やかに当事者の相談に対応するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、甲と協議の上、応急対策に従事する乙の組合員及びその者が従事する区域又は区間を定め、協力体制を整備しておくものとする。

2 甲又は乙は、やむを得ない場合には、甲乙協議の上前項の規定により定めた乙の組合員又は区域若しくは区間を変更することができる。この場合において乙が変更した事項については、速やかに甲に報告しなければならない。

3 乙は、第2条第1項の規定による要請を受けたときは、乙の組合員に直ちに連絡しなければならない。

4 前項の規定による連絡を受けた乙の組合員は、甲の職員の指示に従い、応急対策の実施や修繕相談等に対応するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力要請に基づく応急対策を完了したときは、遅滞なくその結果を「応急対策完了報告書」（別記様式2）に実施内容が判定できる写真、図面等の資料を添

付し、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条(1)の協力に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の積算単価は、千葉県積算基準によるものとする。

なお、千葉県積算基準にないものに関しては、甲乙協議の上定め、積算し負担するものとする。

(損害補償)

第6条 協力要請に基づき、応急対策に従事した者がそのため死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったとき、乙は甲に対し「事故報告書」(別記様式3)により速やかに報告するものとする。

2 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日から1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第8条 この協議に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 2月13日

甲 匝瑳市八日市場ハ793番地2
匝瑳市
匝瑳市長 太田 安規 ⑩

乙 匝瑳市春海119番地
千葉県瓦工事業組合東総地区
東総理事 小林 重紀 ⑩

応急対策協力要請書

千葉県瓦工事業組合東総地区
東総理事 様

匝瑳市長

災害時における応急対策の協力に関する協定書第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請内容	
場 所	
備 考	
担 当 者	所属： 氏名： 電話： FAX：

※要請の内容詳細については、担当部署担当者より指示致します。

応急対策完了報告書

匝瑳市長

千葉県瓦工事業組合東総地区
東総理事

災害時における応急対策の協力に関する協定書第 4 条の規定により、次のとおり報告します。

実施内容	
場 所 実施期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
備 考	
担 当 者	所属： 氏名： 電話： FAX：

※添付書類：写真、その他匝瑳市の指示によるもの

事 故 報 告 書

年 月 日から同 年 月 日までにおける応急対策工事
の従事活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

年 月 日

千葉県瓦工事業組合東総地区
東総理事

(あて先) 匝瑳市長